

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境三五）

〔規 則〕

○ 国家公安委員会個人情報管理規則の一部を改正する規則（国家公安委二一）

〔告 示〕

○ 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委六六）

○ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号トの規定に基づき監視団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務五六八〇五七五）

○ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号トの規定による技能実習を監視する団体及び出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同五七六）

○ 日本国に帰化を許可する件（同五七七）

○ 著作者の実名登録の件（文化庁七八）

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律第十三條第一項に規定する厚生労働大臣の定める表示を定める件（厚生労働四四六）

○ 保安林の指定をする件（農林水産二五五七〇二五六二）

○ 消費生活用製品安全法第十九條第二項において準用する第十八條第一項の規定に基づき登録の更新を行った件（経済産業二四九）

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき登録確認機関の所在地を変更する件（海上保安庁八六〇）

○ 環境大臣が定めるポリ塩化ビフェニル汚染物（環境一三五）

○ 海上における射撃訓練を実施する件（防衛二一七）

○ 建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の確認検査の業務を行う事務所のある地を変更する件（関東地方整備局三八七）

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三條第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）

法 務

公証人任免（法務省）

勞 働

最低賃金の改正決定に関する公示
（栃木労働局最低賃金公示四、福井同三〇五、静岡同六、愛媛同六、佐賀同二、宮崎同三）

〔公 告〕

諸 事 項

官 庁

財団、十四番土地改良区役員の退任、建設業の許可の取消処分関係

裁 判 所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会 社 そ の 他

省 令

○ 環境省令第三十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十二條の二第二項、第十五條の二第一項、第十五條の二の五並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六條の五第一項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月二十四日

環境大臣 大塚 珠代

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八條の十第三号を同條第四号とし、同條第二号を同條第三号とし、同條一号の次に次の一号を加える。

二 ポリ塩化ビフェニル汚染物であつて環境大臣が定めるものにあつては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。

第八條の十三第五号中ホをへとし、ニをホとし、ハをことし、ロの次に次のように加える。

ハ ポリ塩化ビフェニル汚染物であつて環境大臣が定めるものにあつては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。

第十二條の二第五項第一号イ及びロ並びに第十二條の七第五項第一号中「千百度」を「摂氏千百度」に改め、「摂氏千百度」の下に「ただし、当該施設のうち、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏八百五十度」を加える。

第十二條の七の十六第一項第一号中「とし、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限り」とを「とする。」に改め、同條第三号から第五号までの規定中「他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限り。」を削り、同條に次の一項を加える。